流入施設の使用料算定方法について

本市の農業集落排水施設使用料は、世帯の使用人数に応じた定額制（人数割制）を採用していますが、一部店舗や事業所では、一般家庭と比べ多量の汚水を排出する施設もあれば、事業所のトイレ使用のみ（工業排水は排出できないため）など、逆に一般家庭よりも少量の汚水排出にとどまる施設があるなど、その事業の形態により利用実態も様々です。

このような施設を、**一般家庭と同じく人数割制にて一律に使用料算定することは、実際の汚水排出量との乖離性が大きく、公平性を欠くことから一般家庭とは異なる使用料の算定方法**を採用しています。

※一般家庭と異なった使用料算定方法を採用している施設を「流入施設」といいます。

【流入施設の使用料算定方法】

実際の使用水量に応じた**従量制を採用**

※従量単価がないため、水量を人数に換算して算定

当該施設の過去一年間の水道使用量を、一人当たりの最大排出汚水量（**最も汚水を排出する人**での一日当たり水量）で除したものを、使用人数とみなして、人数割制の使用料表から使用料を算出。

※（実情に近づけるため上記とは異なる算定法を採用している施設も一部あります。）

例：　年間使用水量　420,000ﾘｯﾄﾙ＝４２０㎥

一人当たり最大汚水量（年間）

１人１日最大汚水量３００ﾘｯﾄﾙ×365日＝109,500ﾘｯﾄﾙ＝１０９．５㎥

４２０÷１０９．５＝３．８３５６・・・　≒　４人（切り上げ）

使用人数	金額
１人世帯	3,140円
２人世帯	3,660円
３人世帯	4,180円
４人世帯	4,700円
以後１人増につき	プラス５２０円

※ 最も汚水を排出する人（３００ﾘｯﾄﾙ/日）で割っているため、人数は切り上げています。

使用料表から
４人世帯　月額４，７００円
として認定
（年度毎に見直しします。）

熊谷市　上下水道部　経営課　料金係
〒360-0811　熊谷市原島1031(東部浄水場内)　Tel.048-520-4132